

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 活性化計画の記載事項の拡充等

一 活性化計画に記載する事項に、農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であつて、定住等及び地域間交流の促進に資するものを加えること。

二 活性化計画には、活性化事業の実施に関する次に掲げる事項を記載することができるものとする。

(一) 当該活性化事業の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

(二) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあつては、当該施設の種類及び規模その他の当該施設

設の整備の内容

(三) その他農林水産省令で定める事項

三 活性化計画には、活性化事業の実施のため行う農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載することができるものとする。

四 二の事項を記載した活性化計画は、二の(一)の土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計

画、都市計画その他の土地利用に関する計画に定められた土地利用に支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること等の要件に該当するものでなければならぬものとする。

五 活性化計画に二の事項を記載しようとする市町村は、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬものとする。

六 都道府県知事は、五の規定による協議があった場合において、二の(一)の土地ごとに、当該土地が農地であり、かつ、農地である当該土地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項（第一号イに係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと等の要件に該当するものであるときは、五の同意をするものとする。

七 都道府県が作成する活性化計画（二の事項が記載されたものに限る。）は、四の要件のほか、六の要件に該当するものでなければならぬものとする。

（第五条関係）

## 第二 協議会の設置

活性化計画を作成しようとする都道府県又は市町村は、活性化計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会を組織することができるものとし、当該協議会が組織されているときは、当該活性化計画に記載する事項について当該協議会における協議をしなければならないものとする。

（第五条第九項及び第六条関係）

### 第三 所有権移転等促進計画の拡充

一 第一の三の事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、所有権の移転等を受ける土地の全部又は一部が農用地であるときは、当該所有権移転等促進計画について、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならないものとする。

二 都道府県知事は、一の承認の申請があつた場合において、当該所有権移転等促進計画の内容が一の土地ごとに、当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあつては、同条第二項（第一号イに係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと等の要件に該当するものであると

きは、一の承認をするものとする。

(第八条関係)

#### 第四 農業振興地域の整備に関する法律の特例

活性化計画に記載された第一の二の(一)の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に  
ついては、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しないものとする。

(第十二条関係)

#### 第五 都市計画法の特例

一 市街化調整区域内において活性化計画(第一の二の事項が記載されたものに限る。二において同じ。  
)に従って農林漁業振興等施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為(都市計画法第三十四条各  
号に掲げる開発行為に該当するものを除く。)は、同条の規定の適用については、同条第十四号に掲げ  
る開発行為とみなすものとする。

二 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の許可を受  
けた開発区域以外の区域内において活性化計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条  
第一項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許

可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するとき  
は、その許可をしなければならないものとする事。 (第十三条関係)

#### 第六 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律の特例

活性化計画にその実施する多面的機能發揮促進事業が記載された農林漁業団体等は、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令で定める簡略化された手続によることができるものとする事。 (第十五条関係)

#### 第七 法人化の推進

国及び地方公共団体は、農用地の保全を図るための事業その他の定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等の効率的かつ安定的な実施に資するため、当該事業等を実施しようとする団体（法人を除く。）の法人化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする事。 (第十七条関係)

#### 第八 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し、農地法その他の関係法律の規定について所要の改正を行うものとする。

(附則第二条から第四条まで及び第六条から第八条まで関係)

三 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

(附則第五条及び第九条関係)